

2019年8月23日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、18都府県の32人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。7月24日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 18都府県32人

(青森県2、茨城県2、栃木県1、群馬県1、埼玉県1、千葉県1、東京都9、神奈川県1、新潟県1、富山県1、石川県1、静岡県2、愛知県2、大阪府2、兵庫県1、島根県1、大分県1、沖縄県2)

数字は人数

※ 予告は2019年7月24日までに実施済み